

水戸市シルバー人材センター互助会会則

(名称)

第1条 この会は、水戸市シルバー人材センター互助会（以下「互助会」という。）と称する。

(目的)

第2条 互助会は、共助の精神に基づき、会員の相互扶助及び福利厚生を図ることにより、会員の健康及び生きがいに寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 互助会の会員は、水戸市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員をもって組織する。

(事業)

第4条 互助会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 会員の慶弔に関する事業

(2) 会員の福利厚生事業

2 前項第1号に掲げる慶弔の種類及び金額は、次のとおりとする。

(1) 会員が、センターが受注した仕事に就業中又はこれに起因して死亡したとき 香料10,000円

(2) 会員が前号以外で死亡したとき 香料5,000円

(3) 会員の配偶者が死亡したとき 香料3,000円

(4) 会員が、センターが受注した仕事に就業中又はこれに起因して10日以上入院したとき 見舞金5,000円

(5) 会員の住宅が火災・水害等にあつたとき 見舞金5,000円

(6) その他役員会が必要と認めたとき 役員会の決定額

(会費)

第5条 会員は、次に定める金額を年会費として、毎年5月末日までに納入しなければならない。

ただし、新たに入会した会員については、入会時に同額を納入するものとする。

互助会会費 600円

(役員を選任及び任期)

第6条 互助会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 幹事 10名以内(うち会計1名)

(4) 監事 2名

2 幹事及び監事は、総会において選任する。

3 会長及び副会長は、幹事の互選により定める。

4 会計は、監事の中から会長が指名する。

5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は、互助会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事は、役員会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第8条 互助会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の決議事項)

第9条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) その他互助会の運営に関する重要事項に関する事。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事。

(会議の招集)

第10条 通常総会は年1回とし、会長が招集する。

- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき会長が招集する。
- 3 役員会は、会長が必要と認めたとき随時招集する。

(会議の議長)

第11条 総会の議長は、その総会に出席した会員のうちから選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれを務める。

(会議の定足数)

第12条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について、他の会員を代理人として表決を表明した場合は、出席したものとみなす。

(会議の議決)

第13条 会議の議決は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(費用弁償)

第14条 役員が会議に出席したときは費用弁償を支給する。

2 費用弁償額は次のとおりとする。

費用弁償額 日額1,100円

3 他の会議において、報酬又は費用弁償が支給される場合においては、前2項の規定は適用しない。

(資産の構成)

第15条 互助会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他

(事業年度)

第16条 互助会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第17条 互助会の事業計画及び収支予算は会長が作成し、役員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項の事業計画及び予算を変更しようとするときは、役員会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 互助会の事業報告及び収支決算は会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後速やかに総会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第19条 この会則に定めのない事項又は疑義が生じたときは、役員会の協議によりこれを決定する。

付 則

- 1 社団法人水戸市シルバー人材センター互助会会則は廃止する。
- 2 この会則は、平成 24年 4月 1日から施行する。
- 3 この会則は、平成24年 6月23日から施行する。
- 4 この会則は、平成26年 6月20日から施行する。